

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十二月二十三日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年二月十三日

港区長 武井雅昭

記

平成三十一年三月十二日議決を得た工事請負契約（港区立赤坂中学校等整備工事）の契約金額「九十二億八千四十六万五千円」を「九十三億二百二十二万五千八百七十八円」に変更する。